

指標

平成23年度の指導について

副会長

三宅 直樹

北海道厚生局、北海道保健福祉部健康安全局、北海道医師会の三者による平成23年度医療担当者指導計画打合せ会が、去る3月25日(金)北海道医師会館で行われた。出席者は厚生局と北海道は前年度と変わりはなかったが、医師会側は多大な尽力をいただいた藤原・榊山両常任理事の最後の公式会議出席の場となった。議題は(1)平成22年度医療担当者指導実施結果、(2)平成23年度医療担当者指導実施計画、(3)その他であった。

最初に厚生局より平成22年度医療担当者指導実施結果について報告がなされた。個別指導は18保険医療機関で実施され、病院8機関、診療所10機関であった。事由は情報提供9機関、再指導8機関、監査戒告1機関であった。実施対象は表2「5(3)個別指導」の項に示されているとおり「ア」～「ケ」までであるが、「ア」がほとんどである。これで分かるように情報提供による個別指導は速やかに実施することとさ

表1

○平成22年度 個別指導等実施結果

・個別指導(情報提供)	9保険医療機関
・個別指導(再指導)	8保険医療機関
・個別指導(監査戒告)	1保険医療機関
・新規個別指導	30保険医療機関
・一般個別指導	18保険医療機関
・特定共同指導	0保険医療機関
・監査	4保険医療機関

○平成22年度 集団指導(新規指定時講習会)結果 札幌会場で9回開催

・対象保険医療機関	69保険医療機関
出席	105保険医療機関
・対象保険医	261人
出席	280人

※対象機関より出席機関が多いのは、開設予定の機関も出席のため

○平成22年度 集団的個別指導(集団指導)結果 全道19地区 22回開催

・対象保険医療機関	1,103保険医療機関
出席	1,002保険医療機関
欠席	41保険医療機関

れ、厚生局での基本的検討、調査が終了次第、行われている。

情報提供者は支払基金等(今まで皆無である)、保険者、被保険者等(患者家族等)とあるが、最近では当該医療機関の現役従業員による例が多い。従って当該医療機関の内情に精通しているものがほとんどで、言い逃れの余地がない例が多い。常日頃における適切な保険診療が行われていれば問題は生じない。そのためには療養担当規則を知っておく必要があり(知らなかったは通用しない)、それに則った診療を行うことが重要である。

結果区分は再指導5例、経過観察10例、指導中止2例、要監査1例であった。なお監査戒告の1例は管理者死亡により終了となった。指導中止例は全例監査となった。監査は4医療機関で実施された。1例は厚労省本庁で結論の出していない事例で特例扱いの未結着例である。残り3例は、1例は廃院届が出され、2例は厚生局で結果検討中である。

平成22年度の集団的個別指導(集団部分)実施結果一覧を表1に示す。無断欠席機関は41件で、21年度から23年度に欠席した医療機関管理者を対象に24年2月に「集団的個別指導」を実施する予定であり、もしこれも欠席した場合は翌年度(24年度)の個別指導の対象医療機関となるので欠席者は必ず受けていただきたい。個別指導になると経済的負担が必ず生じるのでご注意ください。新規個別指導は、新規に指定した保険医療機関の開設者および管理者ならびに請求事務担当者および新規登録した保険医を対象に行われる新規指定時講習会を受講してからおおむね1年を経過した保険医療機関を対象として行われる指導である。一般個別指導は北海道特有の教育的指導で22年度は18保険医療機関で行われ高い評価を受けている。以上まとめて表1に示した。

続いて平成23年度医療担当者指導実施計画について厚生局より説明があり、指導方針・指導方法などは表2に、指導計画の詳細を表3、表4に示した。前年度と変更になった部分は、表2に下線で示したように、診療報酬改定時の説明会が集団指導として位置付けられた。注目すべき点は、新規個別指導において、前年度まで経済上の措置、すなわち返還は求められなく、教育的指導のみであったが、23年度からは指導対象となったレセプトのうち適性を欠くものについて返還が生じることとなった点である。打合せ会の質疑応答においても議論の焦点となったが、北海道厚生局に対して本省から業務指導が行われ、全国的見地から返還対象としていない点が問題となり、公平性を欠くとの指摘があり、懲罰的なものではないとの釈明があった。対象レセプトで単純ミスや事務上のミスなどは指摘のみにとどめ、不適正なものや極めて不適切なものを返還の対象とすることで結着がついた。なお本年度の北海道における特定共同指導実施の予定はない。

以上、平成22年度の指導結果と平成23年度の指導計画について記述した。

表 2

平成23年度 保険医療機関（医科）指導計画

（_____線部分が、前年度からの変更箇所）

1. 指導方針

- (1) 「指導大綱」に基づき実施する。
- (2) 実施に当たっては、「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等を周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図ることを目的として保険医療機関又は保険医に対し健康保険法第73条、船員保険法第59条、国民健康保険法第41条及び高齢者の医療の確保に関する法律第66条の規定に基づき実施する。
- (3) 指導は、原則として北海道厚生局と北海道庁が共同で行う。
また、実施に当たっては北海道医師会、審査支払機関及び保険者の協力を求め、円滑な実施に努める。
- (4) 指導に当たっては、保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について周知徹底させることを主眼とし、懇切丁寧に行う。

2 指導対象保険医療機関

- (1) 指導対象となる保険医療機関又は保険医は、北海道厚生局と北海道庁で構成する選定委員会において、選定基準に照らし公正に選定を行う。
- (2) 指導対象は、保険医療機関の開設者及び管理者並びに保険医のほか関係従事者とする。

3 指導担当者

北海道厚生局にあっては、北海道厚生局長が指名する者が、北海道庁にあっては、北海道知事が適当と認める者が担当する。

4 指導事項

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」「診療報酬の算定方法」「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」「高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準」等に定める保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項とする。

5 指導形態及び指導方法

(1) 集団指導

① 新規指定時講習会

ア 実施対象

新規に指定した保険医療機関の開設者及び管理者並びに請求事務担当者及び新規登録した保険医とする。

イ 指導形態

指導対象となる保険医療機関又は保険医等を一定の場所に集めて講習会方式で実施する。

ウ 欠席の場合の措置

正当な理由がなく欠席した場合は、個別指導を実施する。

② 診療報酬改定時

ア 実施対象

すべての保険医療機関の開設者及び管理者並びに請求事務担当者とする。

イ 指導形態

指導対象となる保険医療機関又は保険医等を一定の場所に集めて講習会方式で実施する。

(2) 集団的個別指導

① 実施対象

すべての保険医療機関を対象とし、3年1巡方式の3年次目として保険医療機関の開設者及び管理者並びに請求事務担当者を対象に実施する。

なお、前年度又は前々年度に個別指導を受けた保険医療機関は除く。

② 指導形態

指導対象となる保険医療機関を一定の場所に集めて講習会方式で実施する。

③ 欠席の場合の措置

正当な理由なく欠席した場合は、個別指導を実施する。

(3) 個別指導

① 実施対象

次の事項に該当する保険医療機関を対象とする。なお、「ア」に該当するものは、速やかに実施する。

ア 支払基金等、保険者、被保険者等から診療内容又は診療報酬の請求に関する情報提供があり、個別指導が必要と認められた保険医療機関

イ 個別指導の結果、指導大綱の第7の1の(2)に掲げる措置が「再指導」であった保険医療機関又は「経過観察」であって、改善が認められない保険医療機関

ウ 監査の結果、戒告又は注意を受けた保険医療機関

エ 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した保険医療機関

オ 医療法第25条に基づく立入検査の結果、問題のあった保険医療機関

- カ 検察又は警察からの情報により指導の必要性が生じた保険医療機関
- キ 他の保険医療機関の個別指導又は監査に関連して指導の必要性が生じた保険医療機関
- ク 会計検査院の实地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関
- ケ その他個別指導が必要と認められる保険医療機関

② 指導形態

指導は、原則として指導月以前の連続した診療報酬明細書に基づき、診療録及び関係書類を閲覧し、面接懇談方式により実施する。

なお、指導場所については、病院は当該病院内とし、診療所は原則、別会場で実施する。また、指導時間は、病院3時間程度、診療所2時間程度とする。

③ 経済上の措置

返還金については、指導月の前月から1年以上とする。

(4) 新規個別指導

① 実施対象

新規指定より概ね1年を経過した保険医療機関とする。

② 指導形態

指導は、原則として指導月以前の連続した2ヶ月分の診療報酬明細書に基づき、診療録及び関係書類等を閲覧し、面接懇談方式により実施する。

指導対象となる診療報酬明細書の件数は、診療所は10人程度、病院は20人程度とする。

なお、指導場所については、病院は当該病院内とし、診療所は原則、別会場で実施する。また、指導時間は、病院2時間程度、診療所1時間程度とする。

③ 経済上の措置

指導対象となった診療報酬明細書のうち、保険診療の内容に適正を欠くものについてのみ返還対象とする。

(5) 一般個別指導

① 一般個別指導の目的

個別指導は不正・不当請求の疑い等の情報提供を受けて実施してきたが、この個別指導の多くは診療所等の比較的規模の小さい保険医療機関が対象である。

また、大学病院等は特定共同指導により実施されている。しかし、これら以外の比較的規模の大きい保険医療機関については、個別具体の指導が行われず、医師をはじめ医療従事者の人数が多く、かつ異動も少ないことから、保険診療のルールが浸透しにくい現状にあり、近年の疾病構造の変化や医療の複雑化・高度化等に伴い、入院医療の比重や多職種が関わるチーム医療や医療連携の比重が高まる中で、これらの現状や時代の変化に対応した指導の必要性が求められており、公平公正の観点や保険診療ルールの一層の周知の観点に立ち、従前の個別指導とは別に適正な保険診療が行われていることの確認を主旨として、一般個別指導を実施する。

② 実施対象

上記の一般個別指導の目的により、平成21年7月から実施している一般個別指導について、平成23年度についても引き続き実施していくこととする。

対象は国立・公立・公的・北社協・済生会・厚生連・社会福祉法人・共済組合・全国組織・道内ネット組織の保険医療機関で200床以上（小児科・産婦人科・精神科を除く）を対象とする。

なお、特定共同指導の対象保険医療機関は除く。

③ 指導形態

一般個別指導は、原則として指導月以前の診療報酬明細書の外来・入院を合わせて30～40枚程度とし、診療録及び関係書類を閲覧し、院長、各診療部長、看護部長、薬剤部長、事務長等の各部門責任者との面接懇談方式により実施する。

また、指導時間は3時間程度とする

④ 一般個別指導における指摘事項の処理

適正な保険診療の確認を主眼として実施することから、返還させることを目的とするものでなく、悪質なものでない限り返還は生じない。

このことは立会人により確認されるが、後日指摘事項に同様の誤りがあった場合は返還が生じる。

表3 平成23年度 社会保険療養担当者集団指導 日程（新規指定時講習会）

受講対象者：新規指定保険医療機関の管理者、新規登録した保険医

<医科>

開催日	開催会場	
平成23年4月7日(木)	北海道厚生局 2階会議室	札幌市北区北7条西2丁目15-1 野村不動産札幌ビル2階 TEL011-796-5105
平成23年5月10日(火)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成23年6月7日(火)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成23年7月7日(木)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成23年8月9日(火)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成23年9月7日(水)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成23年10月7日(金)	北海道厚生局 2階会議室	"

開催日	開催会場	
平成23年12月7日(水)	北海道厚生局 2階会議室	札幌市北区北7条西2丁目15-1 野村不動産札幌ビル2階 TEL011-796-5105
平成24年2月7日(火)	北海道厚生局 2階会議室	"
平成24年4月10日(火)	北海道厚生局 2階会議室	"
開催時間帯：13:30～17:00 主催：北海道厚生局医療課 (TEL 011-796-5105) 北海道保健福祉部健康安全局長寿・医療グループ 協力：北海道医師会		
進行スケジュール 13:30～15:00 北海道厚生局医療指導監視監査官 説明 15:00～16:30 北海道厚生局指導医療官 説明 16:30～17:00 北海道医師会担当役員 説明		

表4 平成23年度 保険医療機関等に対する指導計画案（医科）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
集団指導 (新規指定)	厚生局	厚生局	厚生局	厚生局	厚生局	厚生局	厚生局	—	厚生局	—	厚生局	—	9回	
集団的個別指導 (集団指導)	0	14	36	34	14	66	119	140	110	140	※90	0	1,287機関	
	0	13	11	14	34	105	109	66	0	0	0	0		
	0	40	11	5	41	41	34	0	0	0	0	0		
	—	名寄	千歳	滝川	稚内	小樽	札幌	札幌	札幌	札幌	※札幌	—	23ヵ所	
—	江差	留萌	新ひだか	岩見沢	函館	旭川	帯広	—	—	—	—			
—	室蘭	紋別	根室	北見	釧路	苫小牧	—	—	—	—	—			
診療報酬改定時集団指導	※全保険医療機関を対象に全道12地区に分けて平成24年3月に実施する。											◎	12回	
個別指導	情報提供	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	9
	再指導	0	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	0	7
	集個欠席	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	新規個別	4	4	4	4	2	4	4	4	4	4	2	0	40
	一般個別	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	0	20
	計	6	6	7	8	6	8	8	8	7	7	5	0	76

○個別指導の情報提供については、今後の情報提供により増加することもある。
 ○24年2月の集団的個別指導（集団）については土曜日に実施する。対象は21・22・23年度の集個欠席保険医療機関とする。
 ○なお、24年2月（土）実施の集団的個別指導（集団）を欠席した保険医療機関は24年度個別対象とする。
 ○診療報酬改定時集団指導は24年3月に全保険医療機関を対象に全道12地区に分けて実施する。

お知らせ

平成23年度 北海道医師会賞の推薦募集開始

北海道医師会では、北海道医師会員であって医学的研究ならびに医事衛生に関し優秀な業績をあげている個人または研究団体の中から選定して、毎年「北海道医師会賞」を贈り、その業績を顕彰しています。

今年度も推薦募集を開始いたします。賞金は20万円。贈呈式は、10月1日(土)に開催する第91回北海道医学大会総会で行われます。また、受賞者には、北海道知事賞が贈呈される予定です。

記

1. 北海道医師会員であって、医学的研究ならびに医事衛生に関する優秀な業績をあげている個人または研究団体が対象です。
2. 応募には、所属都市または医育機関医師会長の推薦が必要となります。詳細については、所属医師会へお問い合わせ下さい。
3. 推薦締切日 平成23年6月24日(金)

北海道医師会事業第三課
 TEL 011-231-1726
 FAX 011-241-3090
 E-mail:3ka@m.dou.jp